

大分県衛生環境研究センター調査研究評価要綱

(目的)

第1条 大分県衛生環境研究センター（以下「センター」という。）における調査研究（以下「研究」という。）について、公正かつ適切な評価を行なうことにより、効率的・効果的な研究を推進するとともに、研究の内容等を広く県民に公表することにより、センター研究への理解促進、本県の保健衛生の向上及び環境保全の推進に資することを目的とする。

(評価の方法)

第2条 評価は、センターにおける自己評価（以下「内部評価」という。）及び外部の専門家や有識者等による評価（以下「外部評価」という。）により行なう。

(評価の実施機関及び実施方法)

- 第3条 内部評価を行なう機関として、センター内部評価委員会（以下「内部評価委員会」という。）を設置する。内部評価委員会の組織及び運営については別に定める。
- 2 外部評価を行なう機関として、センター外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）を設置する。外部評価委員会の組織及び運営については別に定める。
 - 3 内部評価委員会及び外部評価委員会の評価の実施方法については別に定める。

(評価結果の取扱い)

- 第4条 センター所長は、事前評価及び中間評価対象課題について、内部及び外部評価委員会の評価結果を踏まえて以下の方針を判断する。
- ① 研究テーマの採択、不採択
 - ② 研究テーマの継続、休止
 - ③ 研究内容等の修正
- 2 センター所長は外部評価委員及び内部評価委員にそれぞれの評価結果等について報告する。
 - 3 センター研究者は、評価結果等を以後の研究に適切に反映させ、より効率的・効果的な研究の推進に努める。

(公表)

第5条 センター所長は、研究内容及び評価結果等について、個人情報及び企業秘密等の保護、知的財産権の取得等に十分配慮しながら、刊行物やホームページ等により公表する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- この要綱は、平成16年3月1日から施行する。
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。